

朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和7年10月6日（月）午後4時00分～午後4時50分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第1会議室

3 本委員会に出席した委員（13名）

農業委員		
1番	大森	憲一
2番	山岡	知博
3番	弓野	良子
4番	青木	清美
5番	水島	英樹
6番	大濱	秀弥
7番	折谷	秀幸
8番	荒尾	和彦
9番	高嶋	香織
10番	清水	智也
11番	中野	義博
13番	大森	裕一
14番	石原	孝之

4 本委員会に欠席した委員（1名）

農業委員		
12番	清水	正雄

5 説明者 農業委員会 事務局長代理 坂口 寛
事務局長 永口 拓樹

6 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 事業計画変更承認申請の件
- (3) 議案第3号 農地売買等事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定要請の件
- (4) 議案第4号 非農地通知申出の件
- (5) その他

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。
ただ今から、10月の農業委員会定例会を開会いたします。
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

会 長 それでは、これより、10月の農業委員会会議を開催いたします。
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。
会議規則第19条第2項の規定により2番 山岡 知博 委員、4番 青木 清美
委員を指名します。
それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。
どうぞよろしくお願ひいたします。
それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」について、ご説
明いたします。
議案書は、1ページをご覧ください。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第3条
の規定による許可申請があったので、意見を求めます。
令和7年10月6日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

今回の申請の概要ですが、許可申請件数は1件で、申請面積は6,986.00㎡
です。

続いて、各申請についてご説明いたします。

1番 譲受人は朝日町月山〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

1番 譲渡人は富山市珠泉東町〇〇〇番地〇〇〇、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町月山〇〇〇番外5筆、地目は田、6筆、合計6,986.00
㎡です。

権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

高嶋香織委員、大森裕一委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、五箇庄地区月山地内、譲受人の自宅から約700m、車で約3分圏内の
距離に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は同集落
内で耕作しており、今後も適正に管理・耕作されると思われま。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく耕作してることから、周辺
の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われま。

今年4月から追加されております、

①権利取得者が農業関係法令に違反していないか

②作業人員の体制は適正か

③権利取得後に耕作をせずに他者に譲渡又は転用していないか

の要件につきましても確認しております。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満
たしているものと思われま。

議案第1号は以上でございます。
よろしく願いいたします。

会 長 議案第1号につきまして、審議したいと思います。
高嶋香織委員と大森裕一委員から意見書をいただいておりますので、高嶋香織委員
から意見をお願いいたします。

高嶋委員 事務局から説明のあったとおりであり、問題はないものと思われま

会 長 続きまして、大森裕一委員いかがでしょうか。

大森委員 事務局から説明のあったとおりであり、問題はないものと思われま

会 長 議案第1号につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

清水委員 対象地は全て仲間田か？

高嶋委員 全て仲間田である。譲受人が耕作させてもらうよう話し合っていると伺っている。

会 長 その他、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号につきましては申請どおり許可いたします。

会 長 次に、議案第2号「事業計画変更承認申請の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 3ページをご覧ください。
議案第2号「事業計画変更承認の件」次のとおり事業計画変更承認申請があったの
で、意見を求めます。

令和7年10月6日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

申請人は、〇〇 〇〇さんです。

申請地は朝日町桜町〇〇〇番〇、地目は田で503㎡、転用目的は一般住宅新築用
地です。

高嶋委員より意見を頂戴しております。

申請地につきましては、4ページ左側をご覧ください。

当該申請地は県道朝日宇奈月線 小川橋右岸の袂から約200m北東の位置にあり
ます。

申請人は現在入善町のアパートに在住しています。

当初計画は、平成23年に〇〇 〇〇さんが自宅兼鍼灸院を開設する予定で、5条申請を行い許可が済んでおります。許可後、誕生した子どもが障害児で専門の医療機関での治療を続ける方が良いと判断し、申請地での自宅兼鍼灸院の開設を断念し、東京都内での永住を決意し現在に至っているものです。

申請者のご家族は、申請人、妻、長女、次女の4人家族で、現在のアパートでは手狭になったことから、新居の建築を決断したものです。

妻の両親が桜町地内に在住で、申請地の隣接地に住む譲渡人の知人で、妻の母親とも知人である仲介者を通じ、仲介者邸周辺で物件を検討したところ、14年前に農地転用が完了した申請地が最適と判断し、今回の申請に至った次第です。

申請地は盛土し、町道に隣接する一般住宅の西側を砂利敷にします。このため雨水は地盤に透水し、あふれた水は既設のL型側溝に流れます。北側、南側の通行用地及び家庭菜園・庭園は整地するだけのため、雨水は地盤に透水します。南側の一般住宅の地盤面は20cmとなっているため、雨水の流入はありません。隣接する東側の田はコンクリート擁壁が打設され、40cmとなっているため、雨水は田に流入しません。

農地区分については、第1種農地ではありますが、申請地以外の土地とすることが必要かつ適当で、その土地以外に代替すべき土地がないこと、農業上の効率かつ総合的な理由に支障を及ぼすおそれがないことなどから、やむを得ず許可は可能と判断されるものと認識しております。

以上、事業計画変更承認の件として、1件 田1筆、合計503.00㎡、となります。

よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明のありました議案第2号につきまして、審議したいと思います。高嶋香織委員から意見書をいただいておりますので、報告願います。

高嶋委員 当該土地については、住宅を建てる予定としていたためか、すでに水を引ける箇所はありません。事務局から説明のあったとおりであり、問題はないものと思われま

会 長 議案第2号につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

会 長 隣の家の方が、譲渡人から借りていたのか？

高嶋委員 隣の家の方と譲渡人の方は、親戚で、畑をするなど管理していた。

会 長 その他、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第2号につきましては申請どおり県へ進達いたし

ます。

会 長 次に、議案第3号「農地売買等事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定要請の件」につきまして、事務局より説明願います。

事務局 それでは、5ページをご覧ください。

議案第3号「農地売買等事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定要請の件」、次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することについて、意見を求めます。

概要の説明に入る前に、今回の案件については、基盤法第7条の規定に基づく農地中間管理機構の事業の特例（いわゆる特例事業）を活用したものであります。この特例事業につきましては、離農農家や規模縮小農家等から農地中間管理機構が農用地等を買入れて、規模拡大等による経営の安定化を図ろうとする認定農業者等に対して、農地の売渡し等を行う事業であります。なお、特例事業を活用する際には、農地の要件（農業振興地域内の農用地）、譲受人の要件（認定農業者等）、団地化の要件（新たに買入れる農用地等と現耕作地が概ね1ha以上の団地を形成）、適正価格の要件（最低概ね100円/㎡以上）等、一定程度の要件を満たす必要があります。この特例事業の主なメリットとしては、譲渡人にとっては、譲渡所得における800万円の特別控除の対象となります。その他にも譲渡人と譲受人の双方にとって、登記手続きに係る費用負担（例、司法書士費用不要等）が軽減されます。また、これまでの手続きでは、公社の買入れが完了した後（登記完了後）に、公社から売渡しを行う2段階の手続きをとっておりましたが、今年の4月から買入れと売渡しを一括して手続きをとることが可能となりました。農業委員会から促進計画策定を要請し、公社で促進計画の決定・県への認可申請を行い、県の認可後、公社において買入れ・売渡しの手続きが行われます。

それでは今回の概要ですが、申出件数は2件で、面積は8,781.00㎡です。続いて、各申出についてご説明いたします。議案書は6ページをご覧ください。

1番 対象農地は、朝日町山崎〇〇〇番〇外3筆、地目は田、4筆、合計7,997.00㎡です。

〇〇 〇〇さんから富山県農林水産公社を通じ、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇さんへ売り渡されるものです。

2番 対象農地は、朝日町山崎〇〇〇番〇、地目は田、1筆、合計784.00㎡です。

〇〇 〇〇〇さんから富山県農林水産公社を通じ、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇さんへ売り渡されるものです。

7ページをご覧ください。

対象農地の位置についてですが、いずれも山崎地区山王地内、譲受人の事務所の南側に隣接したところがございます。

議案第3号については、以上でございます。
よろしく願いいたします。

会 長 議案第3号につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

中野委員 土地改良区の負担金の手続きも漏れなくやっていただきたい。

会 長 近隣の耕作者から同意等は必要ないのか？

事務局 今回の対象地は、すでに譲受人が耕作している。
近隣の耕作者等からの同意は、公社からは求められていない。

清水委員 所有権移転が伴うものであるが、農業委員の意見書は必要ないのか？

事務局 あっせん委員会は開いているが、意見書はいただいている。
事業の対象となるかは、公社と確認している。

会 長 今後可能であれば、その地区の農業委員又は推進委員に声をかけて、周りの農地の状況を確認しながらやっていくべきかと思う。

事務局 ご意見としていただきたい。
町の独自手続きの一つとして検討したい。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、農用地利用集積等促進計画を定めるよう富山県農林水産公社理事長に要請します。

会 長 次に、議案第4号「非農地通知申出の件」を上程いたします。
事務局から説明願います。

事務局 8ページをご覧ください。
議案第4号「非農地通知申出の件」、次のとおり非農地通知の申出がありましたので意見を求めます。

令和7年10月6日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾 和彦

申請人は、朝日町宮崎〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんです。
申請地は宮崎字チワイ谷〇〇〇番外1筆、全て地目は畑で現況は原野です。

申請地は、林道上木谷線の起点である国道8号から南に約720mの地点にあります。

当該地周辺での植林が盛んにおこなわれた昭和40年代以降に耕作を取りやめました。

現在、当該地に至るためには林道上木谷線の鳥獣被害対策用のゲートを開閉する必要があることから、安全に耕作することが難しく、かつ収穫も期待できないことから、農地として復元利用することは困難であると判断しております。

農業委員会から非農地の通知を発行した後、地目を原野に変更されるものであります。

農業委員会として非農地として判断し、非農地通知の発行は可能と考えます。

以上、非農地通知の申出の件として、1件 畑2筆 52㎡となります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 ただ今、説明ありました議案第4号の議案につきまして、審議したいと思えます。ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定し、非農地として申請者に報告するとともに、農地台帳から削除することといたします。

会 長 予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。続いて、その他に移ります。事務局から何かありませんか。

事 務 局 次回開催日について…11月4日(火)15:00～

会 長 その他に意見はありますか。

(意見なし)

会 長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして10月の農業委員会定例会を閉会いたします。

みなさま、お疲れ様でした。

・午後4時50分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和7年 月 日

朝日町農業委員会議長 荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員